陳情文書表(令和元年第2回定例会)

陳	情	第	6	号	平成31年3月7日受理
付	託	委	員	会	文教経済常任委員会
件名			八千	代市	ポイ捨て防止に関する条例の一部改正に関する件

陳 情 要 旨

八千代市ポイ捨て防止に関する条例が平成10年7月1日から施行。第1条から第 10条まで規定されているが、以下3点を規定するよう要望します。

- 第1条 駅前(半径1km以内)駐車場の敷地へのポイ捨て等は、土地所有者又は不動産管理者らが清掃活動を行うよう努めること。
- 第2条 U字溝のポイ捨てごみ等(青葉・枯れ葉も含む)は、市民と市が清掃活動を 行うよう努めること。
- 第3条 集合住宅の敷地内のポイ捨てごみ等は、土地所有者、不動産管理者又は住居者らが清掃活動を行うよう努めること。